

公立陶生病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

1. プロトコルの目的

このプロトコルは保険調剤薬局による調剤上の形式的な疑義照会の簡素化を行い、薬局での患者さんの待ち時間短縮や処方医の対応業務の軽減を図ることを目的とします。

2. 事前準備

プロトコルの運用を開始するにあたり、事前に各地区の薬剤師会と公立陶生病院（以下、当院）との間で「公立陶生病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」（様式-1）（以下、合意書）を締結することを必須とします。なお、合意書の締結により下記第4項の問い合わせ不要の項目1）から8）に該当する項目については、薬剤師法第23条第2項に規定する医師、歯科医師の同意がなされたものとし、締結が完了した薬剤師会に所属する保険調剤薬局は処方医への直接確認を不要とします。また、令和6年10月以降は長期収載品の選定療養に留意してください。

3. 手順

合意書の締結完了後、その薬剤師会に所属する保険調剤薬局は、下記第4項の問い合わせ不要の項目1）から8）に該当する項目を対応するにあたり、以下の手順を必ず遵守してください。なお、当院と各薬剤師会との締結の有無については当院ホームページをご参照ください。

- 1) 患者さんに十分な説明を行い、同意を得た上で変更調剤してください。特に金額や服用方法の変更が発生する場合には十分に説明の上、同意を得てください。
- 2) プロトコルによって変更された内容は他の医療機関および保険調剤薬局との情報共有を図るため、お薬手帳や薬剤情報提供書等に必ず変更内容を記載してください。

3) 処方箋調剤後、「院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル報告書」(様式-2)に変更内容を記載し、当日中に当院 FAX コーナー (FAX 0561-87-0030) へ送信してください。なお、2回目以降も変更内容が同一の場合は、初回のみ FAX 送信してください。

4. 問い合わせ不要の項目 (ただし、以下の全項目において医療用麻薬・抗悪性腫瘍剤・覚せい剤原料・生物学的製剤・漢方薬は対象外とする)

1) 成分名が同一の銘柄変更 (ただし変更不可の処方対象外とする)

先発品間での変更、後発品から先発品への変更も可能です。ただし、効能効果、用法用量が異なる場合は変更できません。

例：ジャヌビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg (先発→先発)

例：レバミピド錠 100mg「オーツカ」 → ムコスタ錠 100mg (後発→先発)

2) 剤形の変更 (薬剤の安定性や患者さんの利便性が同等もしくは向上する変更に限る。ただし、外用剤およびワルファリンの剤形変更は対象外とする)

以下に掲げる (ア) (イ) (ウ) の範囲内で先発・後発を問わず、効能効果、用法用量が変わらない場合に変更可能です。明らかに薬物動態が変動する場合は変更不可です。一般名処方から先発品への変更や薬剤料が高くなる場合も変更可能ですが、必ず患者さんに同意を得てください。薬剤の安定性、溶解性および体内動態を把握し、患者さんの利便性が同等もしくは向上することを確認してください。

(ア) 錠剤 (普通錠)、錠剤 (口腔内崩壊錠)、カプセル剤、丸剤

(イ) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、粉碎指示のある錠剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合に限る)

(ウ) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用液剤として調剤する場合に限る)

例：タケキャブ錠 10mg → タケキャブ OD 錠 10mg

例：(粉碎) ビムパット錠 100mg 2錠

→ ビムパットドライシロップ 10% 2g

例：【般】フェブキシソスタット口腔内崩壊錠 20mg → フェブリク錠 20mg

例：般】デキストロメトルファン臭化水素酸塩散 10% 0.9g
→ (粉砕) メジコン錠 15mg 6錠

- 3) 錠剤の半割や粉砕、あるいはその逆(薬剤の安定性や患者さんの利便性が同等もしくはは向上する変更に限る。ただし、外用剤およびワルファリンの変更は対象外とする)

効能効果、用法用量が変わらない場合に変更可能です。一般名処方から先発品への変更や薬剤料が高くなる場合も変更可能ですが、必ず患者さんに同意を得てください。薬剤の安定性、溶解性および体内動態を把握し、患者さんの利便性が同等もしくはは向上することを確認してください。

例：般】アゾセミド錠 60mg 0.25錠 → (粉砕)ダイアート錠 60mg 0.25錠
逆の場合

例：(粉砕)チラーヂンS錠 50 μ g 0.25錠 → チラーヂンS錠 12.5 μ g 1錠

- 4) 調剤報酬に関わらない「患者希望」あるいは調剤報酬に関わらない「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化(コメントに「全てヒートシール」、「ヒートシールで」、「上記の薬剤のみ【別包】」等、処方医の意図と相違する場合を除く)

薬剤師が必ず患者さんに服用方法ならびに患者負担額について説明後、同意を得て調剤してください。薬剤の安定性のデータに留意してください。上記以外の理由は、合意範囲外とします。

- 5) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)

従来、薬剤師の裁量にて実施できる項目ですが、変更後、医師と患者さんの間でこの変更によるトラブルが生じないように配慮してください。

例：般】ケトプロフェンパップ 30mg (7枚) 6袋
→ケトプロフェンパップ 30mg「ラクール」(6枚) 7袋

例：プロスタンディン軟膏 0.003%(10g) 3本
→プロスタンディン軟膏 0.003%(30g) 1本

- 6) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）

薬剤師が必ず患者さんに変更することを説明して同意を得てから実施してください。ただし、投与日数は最小でも1日分とします（0日分としない）。投与日数の変更はRp単位とします（薬剤単位としない）。

例：リーバクト配合顆粒 4.15g 30日分 → 26日分（4日分残薬があるため）

例：【般】フェルビナク軟膏 3%（40g）80g

→フェルビナクスチック軟膏 3%「三笠」40g（1本残薬があるため）

- 7) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

薬剤師が必ず患者さんに変更することを説明して同意を得てから実施してください。

例：（他の処方薬が14日分処方の時）

ボナロン経口ゼリー35mg（週1回製剤）1包 分1 起床時 14日分 → 2日分

- 8) 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

薬剤師が必ず患者さんに変更することを説明して同意を得てから実施してください。

例：（他の処方薬が30日分処方の時）

バクトラミン配合錠 1錠 分1 朝食後 1日おき 30日分 → 15日分

5. 簡素化プロトコルに関する問い合わせ窓口・受付時間

窓口 医療技術局 薬剤部 薬品情報室
受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
連絡先 TEL 0561-82-5101 (代表)

なお、通常の疑義照会については各診療科へお問い合わせください。

6. 留意事項

- 1) 必ず患者さんへの説明と同意を得た上で実施してください。また、上記に該当しない変更を含む問い合わせ、もしくは判断に迷う問い合わせについては拡大解釈をせず、必ず外来診療科へ電話にて確認を行ってください。
- 2) 処方薬の「変更不可」欄にチェックがあり、かつ、「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、プロトコルの対象外として対応してください。
- 3) 処方箋上に医師のコメントがある場合は、必ずコメントを優先してください。
- 4) このプロトコルは医薬品の安全性ならびに患者さんの利便性に限定されるものであり、保険調剤薬局の都合を優先するものではありません。

2024年5月22日 初版